

航空の安全・安心確保に向けた緊急対策

令和6年1月9日
航空局

1. 管制機関及び航空事業者等への基本動作の徹底指示

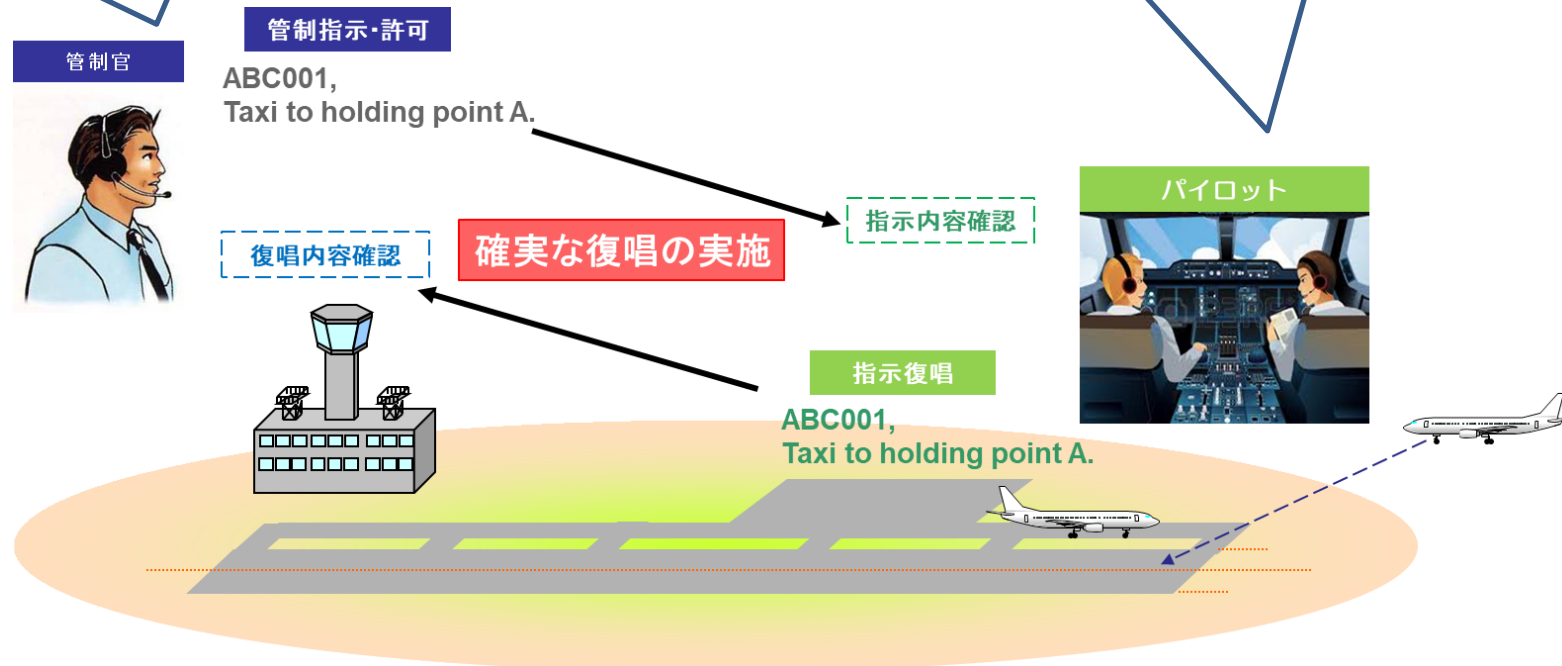
管制官及び航空事業者等に対して、1月3日付で基本動作の徹底の指示を行った。

【管制機関に対する指示内容】

- ・基本動作を徹底すること。
- ・特に、滑走路への進入、滑走路手前待機等の滑走路の使用に関する許可や指示を行った場合は、復唱確認の確実な実施をすること。

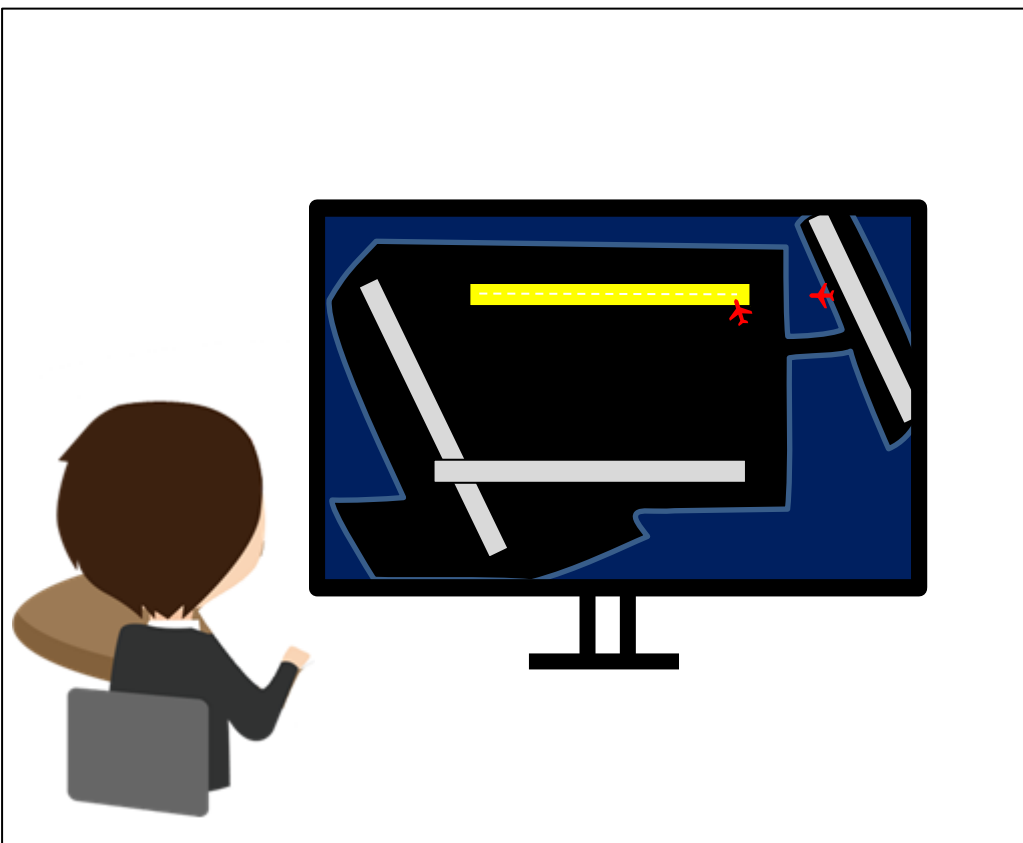
【航空事業者等に対する指示内容】

- ・基本動作を徹底すること。
- ・管制指示を受けた場合における確実な復唱を含む安全運航のための手順を徹底すること。
- ・安全運航の確保に万全を期すること。



2. 管制官による監視体制の強化

- ・1月6日より羽田空港について、滑走路への誤進入を常時レーダー監視する人員を配置した。
- ・レーダーが設置されている成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次人員を配置予定。



監視担当者は画面ですべての滑走路の注意喚起表示を常時監視



監視担当者は注意喚起表示を確認した場合滑走路を担当する管制官に対し即時伝達

役割分担を調整することにより監視担当席を配置

3. パイロットによる外部監視の徹底、視覚支援

(1) 航空事業者等への滑走路進入時及び着陸進入時における外部監視を徹底した。

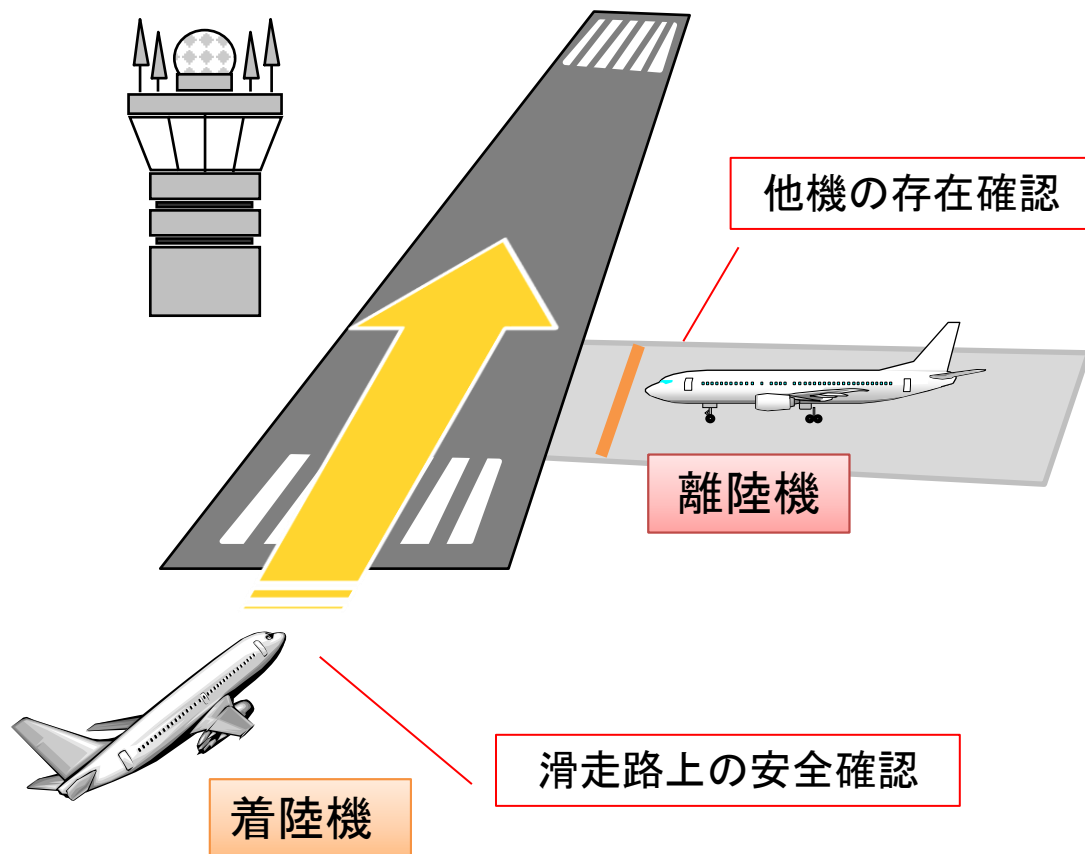
(1/8実施済)

【指示内容】

- ・滑走路進入時及び着陸進入時において、特に注意して外部監視を行うこと。
- ・安全運航の確保に万全を期すること。

(2) 滑走路進入手前の停止位置標識の高輝度塗色を実施した。

(羽田空港C滑走路について1/6実施済。羽田空港A・B・D滑走路及び新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定)



対策前 通常塗色



拡大図

対策後 高輝度塗色



拡大図

4. 滑走路進入に関するルールの徹底

(1) 滑走路進入に関する管制用語のパイロットへの周知徹底を行った。(1/8実施済)

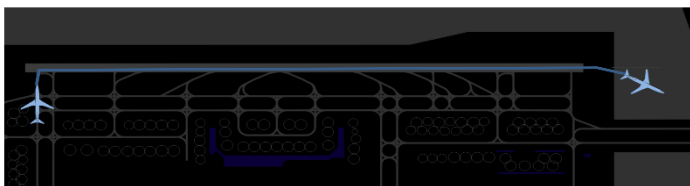
【指示内容】

・以下の管制用語が使用された場合のみ滑走路に進入すること。

- ①Cleared for take-off (離陸支障ありません)
- ②Cross runway (滑走路横断支障ありません)
- ③Line up and wait (滑走路に入って待機してください)
- ④Taxi via runway (滑走路を地上走行してください)
Backtrack runway(滑走路を離着陸方向と反対に地上走行してください)

- ・上記の許可・指示を受けた場合には、確実に復唱すること
- ・許可・指示内容に疑義が生じた場合には、管制官に対して確認すること

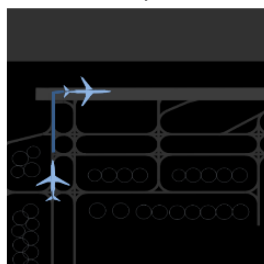
① Cleared for take-off



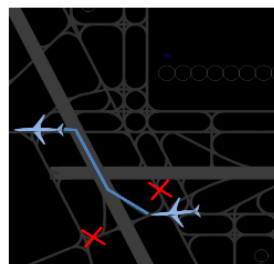
② Cross runway



③ Line up and wait



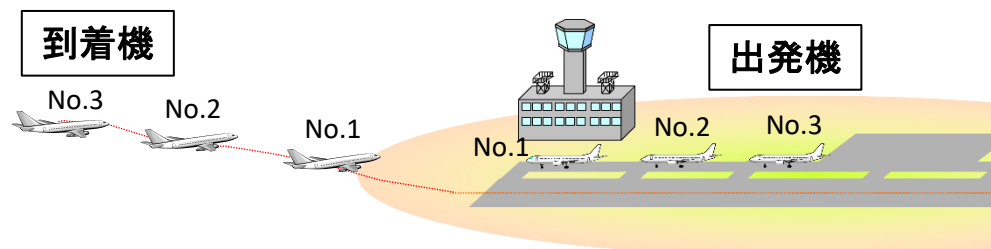
④ Taxi via runway



(2) 滑走路進入に関する管制指示の更なる明確化を行った。(羽田空港について1/8実施済。以降、全空港で順次実施予定)

【指示内容】

・航空機の離陸順序を示す情報(No.1、No.2等)の提供を当面停止する。



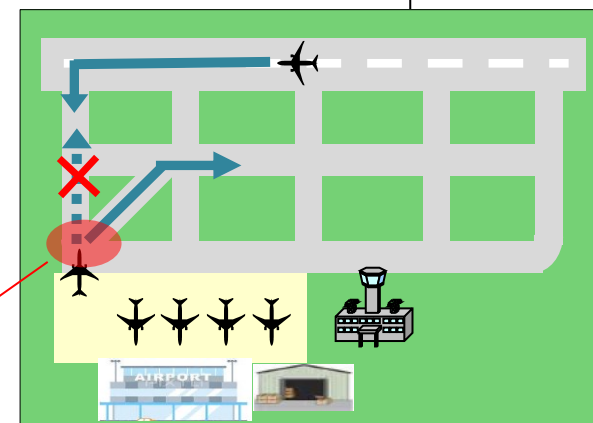
(3) 滑走路周辺の走行に関する注意事項の航空事業者等への周知徹底を行う予定。

(羽田空港については1月中実施予定。新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定)

【周知例】

事業者等に対して、間違いが発生しやすい箇所や注意点など滑走路周辺を走行する際に特に注意が必要な事項等を周知徹底する。

イメージ図



経路間違えないように気をつけてください

管制官とパイロットの交信に関する緊急会議の開催予定。

(羽田空港については1月中実施予定。新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定)

【概要】

国内8空港(羽田・新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港)において、管制官とパイロットによる交信に関する会議を緊急に開催する。会議では誤解を招きやすい用語などに関する検討を行い、各空港の運用および航空機の運航における特性や留意点を相互に理解したうえで、改善点を検討する。これにより、管制官による管制指示・許可の言い間違いや、パイロットによる聞き間違いにより発生するリスクの低減を図る。

※参加予定：各空港を利用する運送事業者、使用事業者、官公庁、自家用機所有者

